

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年3月まで

私は、私自身又は私の母親が、未納となる期間が無いように配慮しながら、集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、申立人の国民年金保険料を納付していたことがあるとされる申立人の母親も、国民年金保険料を完納していることから、申立人及び申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から昭和47年8月7日に払い出されたものと推認され、払出時点で、申立期間は、過年度納付することが可能である上、市町村役場の国民年金被保険者カードを見ると、昭和46年度の国民年金保険料が、47年10月9日に過年度納付されていることが確認できることから、納付意識の高かった申立人及び申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 58 年 3 月までの期間、59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、記録訂正する必要性は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、私の父親が、昭和 59 年 5 月ごろに、市町村役場の窓口で国民年金の加入手続を行い、約 3 年分の国民年金保険料をまとめてさかのぼって納付するとともに、その後は毎月自営店舗近くの金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間①及び③が未納とされ、申立期間④が申請免除とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②については、追納により納付済みとされているが追納した記憶は無く、前述のとおり、昭和 59 年 5 月ごろにまとめてさかのぼって納付したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人が 23 歳の時（昭和 59 年 5 月ごろ）に国民年金の加入手続を行ったとされる申立人の父親は、「申立人の国民年金は、市町村役場の年金担当職員の訪問勧誘を契機に、市町村役場の窓口で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者名簿に記載されている国民年金新規資格取得処理月から昭和 56 年 9 月に払い出されたものと推認され、当該時点において国民年金の加入手続が行われたものと考えられることから、申

立人の父親の主張する国民年金の加入時期と相違する上、当時、申立人が居住する市町村役場からは、国民年金の加入勧奨を目的とした戸別訪問は行っていなかった旨の回答が得られている。

また、約3年分の国民年金保険料をまとめてさかのぼって納付することはできないなど、申立内容には不合理な点が見受けられるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、追納した記憶は無いと主張しているが、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、申立期間②は、平成4年4月から5年3月まで、毎月追納された記録が確認でき、当該記録が誤りであることをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間③及び④について、申立人の父親からは、納付金額などについて具体的な供述が得られない上、オンライン記録を見ると、昭和60年10月2日に申立期間④に係る申請免除の事務処理が行われていることが確認でき、当該記録に不自然な点は見受けられない。

3 申立期間は合計59か月と比較的長期間に及んでいる上、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、記録訂正する必要性は認められない。